

地方創生関連交付金について

	事業 実施年度	交付決定日	計画 事業数	事業費 (一般財源含む)	交付決定額
地方創生先行型 (基礎交付分)	H27	H27. 3. 24	7	91,582 千円	50,567 千円
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ I	*****	*****	***	*****	*****
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ II	H27	H27. 11. 10	3	11,000 千円	10,000 千円
地方創生加速化交付金 (市単独)	H28	H28. 3. 29	2	52,856 千円	52,056 千円
地方創生推進交付金 (市単独)	H28～H32	H28. 8. 30	1	8,300 千円	4,150 千円
		H29. 4. 1		156,224 千円	78,112 千円
		H29. 5. 31			

<備考>

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地方版総合戦略に位置付けられた事業が対象 ・各事業ごとに、KPI（重要業績評価指標）の設定、PDCAサイクルの整備、事後の効果検証及び結果の公表、国への報告が必要
地方創生先行型 (基礎交付分)	【交付限度額】 各市町村に配分あり ※地方版総合戦略策定経費相当分として1市町村 1,000 万円 ※人口や財政力指数等に配慮
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ I	【交付限度額】 1市町村あたり 3,000～5,000 万円程度 【申請事業数】 原則2事業まで（先駆的事业）
地方創生先行型 (上乗せ交付分) タイプ II	【交付限度額】 1市町村あたり 1,000 万円程度 ※平成 27 年 10 月 30 までに、地方版総合戦略の策定が必要
地方創生加速化交付金	【交付限度額】 1市町村あたり 4,000～8,000 万円程度 【申請事業数】 市単独は2事業まで（広域連携は制限なし）
地方創生推進交付金	【交付限度額】 ①先駆タイプ：1億円（H29～2億円） （1事業あたり） ②横展開タイプ：2,500万円（H29～5,000万円） ③隘路打開タイプ：2,500万円（H29～5,000万円） 【補助率】 1/2 【申請事業数】 当初：2事業まで（広域連携を含む場合は3事業） (①～③の合計) 改訂：3事業まで（広域連携を含む場合は4事業） ※地域再生計画（～5か年度まで）の認定が必要